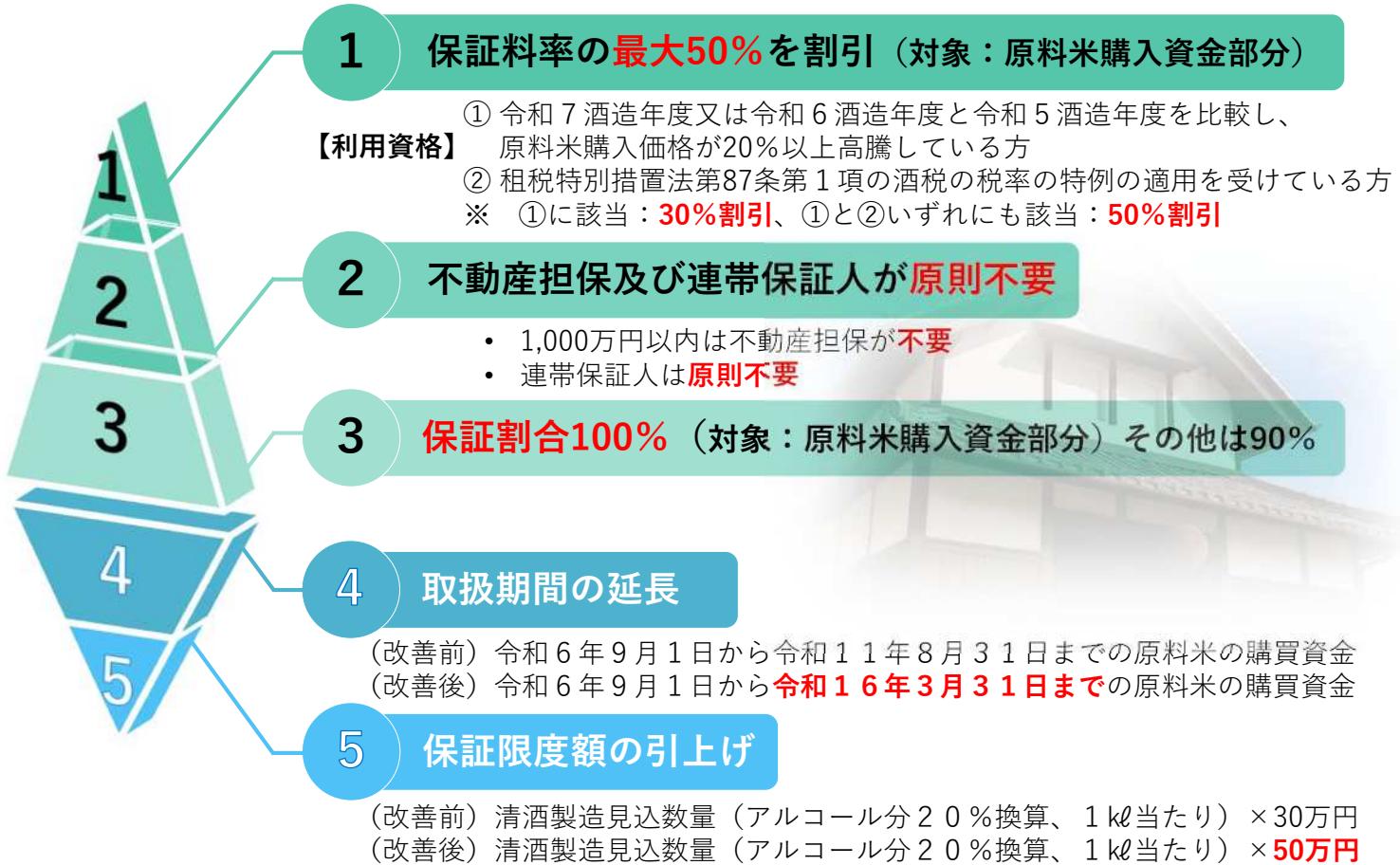


新たな

米価高騰緊急対策保証のご案内

日本酒造組合中央会では、長期に及ぶ米価格高騰の事態を受け、原料米の円滑な調達を目的として昨年新設した「米価高騰緊急対策保証」のさらなる改善を実施しました。さらに使いやすくなった中央会の信用保証のご利用をぜひご検討ください。

3つのメリットと2つの改善点



信用保証制度（通常保証）の概要

資金使途	<ul style="list-style-type: none">原料米等の購入に必要な資金清酒の製造に従事する者に対する賃金の支払に必要な資金
保証限度額	次のいずれか少ない額 <ul style="list-style-type: none">出えん金の60倍酒造資金所要額の範囲内清酒製造見込数量（20%換算）1キロリットル×50万円
保証料率	年0.50%～1.80%
保証割合	90%保証
借入期間	1年以内

ご利用についての Q&A

Q 1 米価高騰緊急対策保証とはどの様なものですか？

A 1 米価格の急騰を受け、原料米の仕入資金借入の円滑化を目的として新設された制度です。

Q 2 利用資格はありますか？

A 2 以下、利用資格の①のみ、または、①と②に該当する場合にご利用いただけます。

①令和 6 または令和 7 酒造年度に購入した原料米の平均価格が、令和 5 酒造年度に購入した原料米の平均価格より 20%以上高騰している方。

②租税特別措置法第 87 条第 4 項第 1 号に規定する承認酒類製造者であって、事業計画書を提出し、同法第 87 条第 1 項の酒税の税率の特例の適用を受けている方。

Q 3 保証料率が 50% 割引となるとはどの様な場合ですか？

A 3 酒造資金の内、原料米購入資金の部分に対して信用保証料率の割引をします。

利用資格①に該当した場合は、通常適用される保証料率から 30% の割引をします。

さらに、①と②に該当した場合は、20% の割引を加算し、50% の割引をします。

Q 4 保証を受けられる範囲はどこまでですか？

A 4 原則として、金融機関からの借入金の元本と利息及び損害遅延金の 90% を保証します。

利用資格①と②に該当した場合、原料米購入資金の部分については、その 100% を保証します。

Q 5 担保や連帯保証人は必要ですか？

A 5 • 酒類および出えん金について、譲渡担保設定契約とその登記が必要となります。

• 連帯保証人は原則不要です。

• 不動産担保は、保証申込額が 1,000 万円以下の場合は不要です。

1,000 万円を超える保証申込額の場合、不動産担保が必要となる場合があります。

Q 6 利用手続きについて教えて下さい。

A 6 債務保証依頼書を提出する際に、米価高騰緊急対策保証利用申請書を添付してください
全体の保証額の内、原料米購入資金の部分について、保証料率の割引が適用されます。

Q 7 取扱期間に決まりはありますか？

A 7 急激な米価高騰に対応する緊急制度ですので、取扱期間に定めがあります。

取扱期限は令和 16 年 3 月 31 日までです。令和 16 年 4 月 1 日からは通常の保証料率となります。

Q 8 輸出用酒造資金の保証料割引制度との併用はできますか？

A 8 輸出用酒造資金との併用はできません。どちらか一方のご利用となります。

Q 9 これまで中央会の信用保証を利用したことがありませんが、この保証制度の利用はできますか？

A 9 ご利用資格に該当する方であれば、どなたでもお申込をいただくことができます。

但し、新規ご利用の方、ご利用実績のある方にかかわらず、審査の結果によってはご希望にお応えいたしかねることもございますので、あらかじめご承知いただきたく存じます。

*お申込みのご相談や、信用保証制度のご不明点などは日本酒造組合中央会まで、
お気軽にお問い合わせください。

日本酒造組合中央会 信用保証事業部

TEL：03-3501-0107（直通）